

凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備に関する意見書

2004年8月19日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

「凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法整備に関する諮問（第69号）」に対する当連合会の意見は、次のとおりである。

- 1 有期懲役・禁錮の法定刑の上限を20年とし、有期懲役・禁錮を加重する場合の上限を30年とするなどの有期刑の重罰化（要綱（骨子）第一）には反対する。
- 2 世界の趨勢に鑑み、性的自由の侵害に係る罪については男女の差を設けない構成要件を新たに検討し、そのそれぞれに見合う刑を規定すべきである。
新たに設けられる各罪のそれぞれの刑は、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの権衡を考慮して決められるべきである。
- 3 下限を懲役5年以上とする強盗罪、同じく7年以上とする強盗致傷罪の法定刑をそれぞれ、下限3年以上、6年以上に引き下げるべきである。
また、窃盗、詐欺等の財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設すべきである。
- 4 殺人の罪の法定刑の下限3年以上を引き上げて5年以上とすること等（要綱（骨子）第三）には反対する。
- 5 傷害の罪の法定刑の上限を10年から15年に引き上げること等（要綱（骨子）第四）には反対する。
ただし、傷害の罪（要綱（骨子）第四、一）につき、罰金を50万円に引き上げ、法定刑から科料を廃止することには賛成する。
- 6 公訴時効期間の延長（要綱（骨子）第五）については、被告人・弁護人の防御権の行使をより困難にする等の弊害があることから反対する。

意見の理由

第1 はじめに

1 野沢法務大臣は、2004年2月10日、法制審議会に対して、「凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法整備に関する諮問(第69号)」を行った。同日に開催された法制審議会第142回会議において、刑事法(凶悪・重大犯罪)部会が設置され、同部会で計4回の審議を経て、7月30日の第5回会議において、諮問された要綱(骨子)を可とする答申がなされた。同部会での審議状況と結論については、本年9月8日に予定されている法制審議会総会に報告され、そこで法制審議会としての対応が部会どおりの結論となったときには、その答申を受けて、刑法・刑事訴訟法改正法案が国会に提出される予定となっている。

2 刑法は、1907年(明治40年)4月24日に制定され、翌年10月1日に施行されているが、懲役刑・禁固刑の法定刑の上限が見直されるのは制定後初めてのことであり、また、公訴時効期間が見直されるのも現行刑事訴訟法制定後初めてのことである。

3 1907年(明治40年)制定の現行刑法は、本来であれば、日本国憲法が制定された時点において、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の確立という憲法的価値にそって全面的な改正がなされるべきであったが、1947年(昭和27年)に刑法の一部の改正がなされただけで、憲法的価値が十分には反映されなかった。

それどころか、大日本帝国憲法の価値観を前提とする「改正刑法仮案」(総則は昭和6年、各則は昭和16年)をもとにした改正刑法準備草案、それに基づく改正刑法草案による刑法の全面「改正」がなされようとした。当連合会は、刑法「改正」阻止実行委員会を設置し、処罰範囲の拡大、重罰化等に反対し、国民とともに大運動を繰り広げ、法務省が改正刑法草案による刑法改正を行うことを断念する状況を作り出した。

その後、電子計算機にかかる罪の新設等の部分的改正が行われ、刑法の現代用語化がなされるなどして現在に至っている。

4 刑法は犯罪と刑罰に関する基本法であり、刑事訴訟法は、国家刑罰権の行使に関する基本法である。いずれも、一人ひとりの市民の生活と利益に深い関わりをもつ法なのであるから、その改正は、憲法的価値基準を踏まえ、慎重に長期的視野から検討審議のうえ、その方向性が定められなければならない。

そこで、当連合会としては、このような観点から、上記部会が可とした要綱(骨子)案について検討し、以下のとおり、意見を述べるものである。

第2 要綱骨子案に対する検討

1 有期刑の法定刑等の見直しについて (要綱(骨子)第一)

第一 有期の懲役及び禁錮の法定刑の上限の改正等

一 有期の懲役及び禁錮は、一月以上二十年以下とするものとする。

- 二 有期の懲役又は禁錮を加重する場合には三十年にまで上げることができるものとする。
- 三 1 死刑を減輕して有期の懲役又は禁錮により処断する場合には三十年にまで至ることができるものとする。
- 2 無期の懲役又は禁錮を減輕する場合には1と同様とする。

【現行法との比較】(下線部分が現行法を変更するとされている部分)

- 1 有期懲役及び禁錮は、1月以上15年以下とする(刑法12条1項、13条1項)。
- 2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合には20年にまで上げることができる(刑法14条)。
- 3 死刑を減輕して有期の懲役若しくは禁錮により処断する場合には10年以上15年以下となる(刑法68条1号)。
- 4 無期の懲役又は禁錮を減輕する場合には、7年以上15年以下の有期の懲役又は禁錮とする(刑法68条2号)。

【意見】

いずれも反対する。

【理由】

- (1) 長期的視点を必要とする刑法改正と日本国憲法制定後における凶悪・重大犯罪情勢の推移について

諮問対象とされている殺人罪、強姦罪、傷害罪等の凶悪・重大犯罪に関しては、半世紀の長期的視野に立って見れば、平成3年に底を打ち、その後横這いである殺人罪をはじめ他の罪についても、そうじてその認知数が最高時あるいはそれに近いというものではない。

すなわち、警察庁が発行する平成12年版の「警察白書」の第1章「第1節 犯罪情勢の推移と刑事警察50年」によると、「凶悪犯の認知・検挙状況の推移(昭和21～平成11年)」についてみるなら、認知件数は戦後直後の昭和23年ころ及び昭和33年ころをピークにして、以後減少を続け、平成元年から、また徐々に増加を始めているが、戦後から昭和33年ころまでの認知件数と比較すると半分以下になっている。

これは、犯罪毎の認知件数を見ても同様の傾向が見られる。

殺人罪については、「殺人の認知件数は、昭和29年の3,081件をピークに減少傾向にあり、平成3年の1,215件で底を打ったが、その後横ばいで推移し、11年には1,265件となって」おり(同11頁)、「強姦の認知件数は、昭和39年の6,857件をピークに、平成元年まで減少傾向が続き、以降は、1,500件前後で推移していたが、9年以降漸増傾向にあり、11年には1,857件となってい」て(同14頁)、「傷害の認知件数は、昭和32年以降34年まで7万件台と高水準にあったが、以降減少傾向が続き、その後は2万前後で推移している」(同16頁)のである。

このように、凶悪犯罪の認知件数は、ここ10年増加を続けているとはいっても、戦後から現在までの長期的視野でみると、ここ10年が特異的に増加しているというわけではない。

とはいえ、殺人を除く強姦、強制わいせつ、傷害の罪の認知件数の近年の伸びが目立つことは間違いない。その要因の一つとして警察庁の政策的配慮等が指摘されているところであるが、上記の長期的視野を踏まえて、それらの罪の認知件数の増加について、その原因等を研究分析して、それらの原因を除去するための政治的・経済的・社会的方策を検討立案するのが、犯罪対策のあるべき姿であって、人権侵害に係る刑事罰の重罰化については、刑法の謙抑性からして補充的に検討されるべきものである。

なお、法制審議会刑事法部会（以下「刑事法部会」という。）では、内閣府世論調査における治安関係数値の推移、朝日新聞、読売新聞の国民意識調査等を援用して国民の規範意識や正義観念が、「改正」の根拠との説明がなされた。

しかしながら、世論調査や新聞の国民意識調査の結果は、極めて漠然とした設問と回答であり、治安に対する不安感が表出されたものであってもそれが正しく国民の規範意識や法的正義観念を示すものであるとは直ちに結びつけられるものではない。世論調査による回答は、設問の仕方などによって広い変動があり、メディアの報道姿勢等によっても容易に一定方向に誘導されかねない傾向を持つものである。上述のとおり、凶悪・重大犯罪をめぐる情勢は特異的に悪化しているわけではないのであるから、国民の不安感の増大への対処は、経済状況の好転、生活の安定等の施策によってこそ解決されるべきものであろう。

また、世論調査において、刑罰が軽すぎるとか、刑罰を強化すべきであるという回答が一定数あるとしても、それは法定刑のことを指しているのではなく、具体的な事件における宣告刑について表明されているのが通常であると考えられる。

そうであるとすれば、国民が治安に対し不安感を増しているからといって、そこから直ちに法定刑の上限の引き上げに結びつく規範意識や正義観念が変動したと結論づけることは妥当でなく、それは法定刑の見直しの根拠とはなりえない。

(2) 今回の上限の引き上げに該当する罪それぞれの検討抜きに一律に引き上げるのは相当ではないこと

要綱骨子案第一、一は、有期懲役及び禁錮が規定されている全ての犯罪類型について、一律に、その上限を15年から20年に引き上げようとするものである。引き上げの対象となる犯罪は、刑法典中に44、特別刑法60の多くにのぼる。

本来なら、これらの罪の一つひとつについてその長期を15年から20年に引き上げることの可否が検討されるべきであろう。しかるにその検討抜きに有期刑の長期の引き上げの是非を問うことは相当ではない。

104の罪の中でもとりわけ、御璽等偽造等の罪（刑法164条）の長期を引き上げることが問題である。この規定は、当連合会がかねてから主張しているところであるが、日本国憲法制定にともなって廃止されるべき規定だったにもかかわらず、存続しているものである。今回の「改正」によってその刑が2年以上20年以下の懲役刑となり、3月以上5年以下の懲役刑である公印偽造等の罪（刑法165条）との差別化がさらに広がる。

次に加重収賄の罪（刑法197条の3）を検討する。今回の「改正」によってその刑が1年以上20年以下の懲役刑となる。公務員犯罪の刑を厳しくすることに一般

的に反対するわけではないが、加重収賄罪の刑の実情等を調査することなく、殺人等の凶悪重大犯罪対処に付随して引き上げることの是非が検討されなければならない。にもかかわらず、かかる議論は法制審刑事法部会においてはまったくなされていない。

- (3) 有期自由刑の在り方は、死刑、無期刑との関わりから論議、検討されるべきであること

死刑、無期刑、有期刑はそれぞれが関連して、その機能を果たすものである。死刑の存廃、無期刑の在り方、有期刑の期間はそれぞれの関連性を視野に入れて議論されるべきである。そうした関連性を検討することなく、有期刑の長期を一挙に引き上げることだけを取り出して議論することは、刑の在り方の議論としては相当ではない。

外国の例を見ると有期自由刑の法定刑の長期については、死刑廃止国であるドイツは15年、フランスは30年となっている。死刑が存在しているもとにおける長期刑の在り方の検討を抜きに検討し結論づけることにはどうも与し得るものではない。

- (4) 長期受刑者の社会復帰に及ぼす影響について

20年、30年社会から隔離して、拘禁施設に収容することは、受刑者の人格破壊につながりかねず、社会復帰にとってプラスにはならない。

有期刑受刑者の長期収容化は、無期刑受刑者の仮出獄までの期間を長期化するおそれがあり、無期刑受刑者の社会復帰にも否定的影響を与えかねない。現在問題となっている過剰収容ともかわるものであるから、行刑との係わりの検討が不可欠であるが、その点の検討は不十分なままである。

強盗殺人を犯した者が仮出獄中に再度強盗殺人を犯した刑事事件について、無期懲役とした第1審判決に対して検察官控訴した事案につき、控訴趣意書において、「いたずらに長期間の拘禁は、受刑者の人格を破壊し、生活不能、無感覚、そして、しばしば精神病を招来し、受刑者の社会化にはむしろ有害なのであり、遅くとも15年の服役後にはこのような人格破壊作用が現れることは、従前から多くの研究者が指摘するところであり」と当該事件担当検察官が主張したことがあるが、有期刑の長期の法定刑を20年、30年に引き上げるとは、まさに長期拘禁の問題性を高めるものになりかねないというべきである。

また、懲役刑が定役に服させなければならないとしていることが行刑において問題とされていることに見られるとおり、自由刑の一元化についても検討されるべきところ、それもなく、懲役、禁錮の区別を存続したままで単に有期刑の法定刑を長くする提案だけをするのは相当ではない。

- (5) 無期刑に処する場合と有期刑に処する場合との実質的格差の縮小論に対する疑問

有期刑の上限を引き上げて無期刑との差を縮めることによって、量刑の場面で、無期刑と有期刑の選択に迫られた場合に、無期刑でなく有期刑を選択しやすくなる、といった趣旨の説明がなされた。行刑の関係者からも有期刑のほうが無期刑よりも処遇上優位である旨の意見も刑事法部会のなかで表明された。できる限り

無期刑を減らして有期刑にというのであればそれはそれなりに理解できる。

しかしながら、現実の判決でこれまで裁判官が無期刑か有期刑かの選択に悩んだのと同じような事案に直面した場合に、従来であれば無期刑だったもののうちの程度のものが有期刑になるかは明らかになったわけではない。この点の議論は刑事法部会のなかで詰められているとは言い難い。

また、上記の説明は、法定刑中に有期刑とともに無期刑が規定されている罪には該当するが、有期刑のみが規定されている罪（強盗、事後強盗、御璽偽造等などの罪）には該当しない。とすると、上記格差縮小論は一律に有期刑の法定刑の長期を長くする理由たり得ないことになる。

(6) 平均寿命論は改正理由たり得ないこと

「罪を犯した者、犯罪の被害者その遺族を含めた国民一般の平均寿命の延びから15年や20年という期間では国民の刑罰に関する正義観念に反する。」との改正理由は法定刑の重罰化の理由たり得ない。

刑法が制定された1907（明治40）年には考えられないほど世の中の変化は激しくなっていることから見ると、現在の15年、20年は明治時代の半世紀以上に匹敵するであろう。また、日本国憲法のもとでの身体の自由の価値は、帝国憲法時代のそれとは質的といってよいほど違った高いものとなっている。自由を奪われる苦痛はより高まっているのである。

法定刑の15年、20年という期間は、刑法制定時よりはるかに実質的に長い期間ともいえるのである。「平均寿命」が延びたことが一人ひとりの人生の、あるいはその人たちが構成する社会の1年、1年の内容が薄くなっていることを示すわけではない。

被害者やその遺族は、平均寿命が延び、被害感情が継続するからといって、必ずしも重罰を望んでいるものではない。必要なことは、その事案の違法・有責の程度に応じた適正な刑罰が科されることなのである。

(7) 死刑と「制度上終身拘禁である無期刑」が存続しているもとで、有期懲役刑の上限を30年にすることは、量刑に影響を与え、重罰化を進めるものとなるおそれがあること

現実の刑事判決において、有期懲役刑の上限が伸びたからといって直ちに量刑が重くなるものと言えないことはいうまでもないが、時間の経過によって量刑が重くなる方向に進む可能性は否定し得ない。

2 強姦等の法定刑の見直しについて

（要綱（骨子）第二）

第二 強制わいせつ、強姦及び強姦致死傷の各罪等の法定刑の改正等

一 強制わいせつ及び準強制わいせつの各罪（刑法第七十六条及び第七十八条中第七十六条の罪に係る部分）の法定刑を六月以上十年以下の懲役とすること。

二 強姦及び準強姦の各罪（同法第七十七条及び第七十八条中第七十七条の罪に係る部分）の法定刑を三年以上の有期懲役とすること。

三 強姦致死傷の罪（同法第百八十一条中第百七十七条の罪及び第百七十八条（第百七十七条の罪に係る部分）の罪に係る部分）の法定刑を無期又は五年以上の懲役とすること。

四 二人以上の者が現場において共同して強姦又は準強姦の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処し、よって女子を死傷させたときは、無期又は六年以上の懲役に処するものとする。

【現行法との比較】（下線部分が現行法を変更するとされている部分）

- 1 強制わいせつ及び準強制わいせつの法定刑は、6 月以上 7 年以下の有期懲役（刑法 176 条、178 条）
- 2 強姦及び準強姦の法定刑は、2 年以上の有期懲役（刑法 177 条）
- 3 強姦致死傷の罪の法定刑は、無期又は 3 年以上の懲役（刑法 181 条）
- 4 2 人以上の者が現場において共同して強姦又は準強姦の罪を犯したときについて、特に法定刑を強姦又は準強姦と別にする旨の規定は存しない（但し、刑法 180 条 2 項は、このような行為については非親告罪とする旨規定している）

【意見】

世界の趨勢に鑑み、性的自由の侵害に係る罪については男女の差を設けない構成要件を新たに検討し、そのそれぞれに見合う刑を規定すべきである。

新たに設けられる各罪のそれぞれの刑は、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの権衡を考慮して決められるべきである。

【理由】

(1) 強制わいせつ罪と強姦罪の犯罪類型について根本的に見直す必要があること

刑法の強姦罪は、行為主体を男性、客体を女性に限っており、男性が客体となったときは強制わいせつ罪となる。ところで、性的自由の侵害に係る罪については、世界の趨勢は、男女間に差を設けない方向にある。フランス、アメリカ、カナダなどにおいて、被害者を女性に限定しない形での法改正が行われており、ドイツにおいても 1997 年の改正により、被害者の性別を女性に限定せず、「他の者を」と規定して性に対する中立的な文言を使用することにより、男性被害者についても強姦罪が成立するようになっている。

かかる時期に刑法の強姦罪等の改正を行うときには、この世界の趨勢にあわせて改正が行われるべきである。

また、近親姦にみられる家庭内における性的自由の侵害も近年問題となっている。これについては、必ずしも脅迫や暴行が用いられていないために現行の強姦罪規定では犯罪とならない場合もあることから、そうしたことに対応する新たな犯罪類型を設けることも検討課題とされてしかるべきであるし、そうでないとしても、かかる犯罪を非親告罪化して訴追しやすくすることも検討に値する。

性的自由の侵害に係る問題に対応した構成要件の検討とそれぞれに見合う刑の在り方の検討をせずに、行為主体を男性に限り、客体を女性に限定する強姦罪の構成要件をそのままにして、強制わいせつ罪の法定刑の上限を 10 年に引き上げ、強姦罪の法定刑の下限を 3 年に引き上げる等を内容とする要綱（骨子）案には、

疑問なしとしない。性的自由の侵害の罪の重要性は言うまでもない。だからこそ、強姦罪の刑の下限、強制わいせつ罪の刑の上限の引き上げですませてはならない。

この点については、財団法人日本キリスト教婦人矯風会が、刑事法部会宛に提出した「刑法改正に関する要望書」にも、「新たな法体系は性を人権として捉え姑息な改正にとどまらないこと」と述べているとおりである。

(2) 性的自由の侵害の罪の刑を検討するに当たっては、現行刑法の強盗罪等の刑との比較が不可欠であること

刑事法部会での説明によれば、強姦罪の下限の引き上げは、絶対的なものであって強盗罪との比較をするなど相対的に決められるべきものではないとのことである。

しかしながら、フランス（1年以上15年以下の自由刑）、ドイツ（1年以上の有期自由刑）と比較しても強姦罪の刑それ自体（2年以上15年以下の懲役刑、今回の要綱（骨子）どおり有期刑の長期が改正されれば2年以上20年以下）が不当に低いというわけではない。強盗罪の下限が5年という刑法の規定と比較するからこそ、現行の強姦の罪の刑の下限が低きにすぎるとみえるのである。現行の強盗罪の刑の下限が5年というのは、欧米諸国と比較しても異様に高いものとなっている。強盗を含む財産犯の刑の在り方の再検討抜きに強姦罪等の性的自由侵害の罪の刑の検討はできないと言うべきである。

3 強盗罪及び強盗致傷罪の法定刑について

強盗罪及び強盗致傷罪の法定刑については今回の諮問の対象犯罪ではなかったが、刑事法部会において検討され、以下の附帯決議が議決された。

- 1 強盗致傷罪（刑法二百四十条前段）の法定刑を無期又は六年以上の懲役と改めるべきである。
- 2 1以外にも、強盗あるいは窃盗を含めた盗犯に係る罰則の在り方については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、他の財産犯に係る罰則の在り方も視野に入れつつ、更に検討すべきである。

【現行法との比較】（下線部分が現行法を変更すべき部分）

- 1 強盗の罪の法定刑は、5年以上の有期懲役（刑法235条）
- 2 強盗致傷罪の法定刑は、無期又は7年以上の有期懲役（刑法240条前段）

【意見】

- 1 下限を懲役5年以上とする強盗罪、同じく7年以上とする強盗致傷罪の法定刑をそれぞれ、下限3年以上、6年以上に引き下げるべきである。
- 2 窃盗、詐欺等の財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設すべきである。

【理由】

(1) 強盗致傷の類型には様々な形態のものがあり、執行猶予を付するのが相当の事案も少なくない。しかるに、強盗致傷の罪は、酌量減輕しても執行猶予を付すことができず、その刑の定めはきわめて不合理である。

- (2) 強盗の罪とりわけ事後強盗の罪には具体的事案において軽微なものがないわけではない。強盗には事後強盗も含むことから、実際には、窃盗と同視し得る程度の事案、例えば窃盗をしている所を見つかって逃走中に、追いかけてきた人を振り払ったというような事案がある。
- (3) 強盗の罪の法定刑の下限が 5 年以上という刑は欧米諸国に比するときわめて異様なほど重いものとなっている。アメリカでは 7 年以下の自由刑、ドイツでは 1 年以上の有期自由刑、フランスでは 5 年以下あるいは 7 年以下の自由刑に罰金刑を付加するなどとなっている。
- (4) 窃盗等の財産犯の一部には、罰金刑になじむものがある。
この点については当連合会が検討し、窃盗等の財産犯の一部に罰金刑を選択刑として新設することは、当連合会の刑法の現代用語化案において具体的に提案しているところである。
- (5) 平成 3 年 4 月 9 日参議院法務委員会は「罰金を含む財産刑については、法定刑の定め方、刑の量定の方法、執行の合理化等各般にわたり、更に検討を加える必要があるが、政府は特に、次の諸点について格段の努力をすべきである」として、「三 罰金を選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪等の犯罪につき、罰金刑を選択刑として導入することを検討すること」を附帯決議している。こうした立法府の意向を放置することは相当でない。

4 殺人罪等の法定刑の見直しについて (要綱(骨子)第三)

第三 殺人の罪等の法定刑の改正

- 一 殺人の罪(刑法第百九十九条)の法定刑を死刑又は無期若しくは五年以上の懲役とすること。
- 二 組織的な殺人の罪(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第一項第三号及び同条第二項中第一項第三号の罪に係る部分)の法定刑を死刑又は無期若しくは六年以上の懲役とすること。

【現行法との比較】(下線部分が現行法を変更するとされている部分)

- 1 殺人の罪の法定刑は、死刑、無期若しくは 3 年以上の有期懲役(刑法 199 条)
- 2 組織的な殺人の罪の法定刑は、死刑、無期若しくは 5 年以上の有期懲役(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 3 条 1 項 3 号)

【意見】

殺人の罪の法定刑の下限 3 年以上を引き上げて 5 年以上とすること等には反対する。

【理由】

(1) 殺人罪の性質からして下限引き上げの理由がないこと

殺人は人と人との濃密な関わりのなかで発生するものが少なくなく、その違法、責任の在り方に種々のものがある。すなわち殺人の罪にはその罪の性質からして典型的に執行猶予を付すことができる 3 年の刑に相当すべき事案があることから

刑法はその刑の下限を3年以上としているのである。

現在の日本社会の実情からしても執行猶予を付すべき事案は典型的に生じうる。例えば、家族中心の介護をせざるを得ない社会状況のなかで長期間介護をしていた夫が、介護に疲れて妻を殺してしまったというような期待可能性が少ない行為類型も当然に想定される。法定刑が予想される犯罪類型について示される違法性と責任の程度に対する刑法的評価を示したものと考えられるのであるとすれば、このような行為類型も含めて、殺人罪の刑法的評価は決められるべきである。ことは、殺人という犯罪現象の典型的評価にあるのであって、具体的事案において酌量減輕すれば執行猶予を付することができるから不都合はないということですますことのできる問題ではないのである。

(2) 殺人罪の発生率からして刑の下限引き上げの必要性がないこと

日本における殺人の発生率は世界で1、2を争うほど低い。

前述したとおり、警察庁が発行する平成12年版の「警察白書」によると、殺人罪については、「殺人の認知件数は、昭和29年の3,081件をピークに減少傾向にあり、平成3年の1,215件で底を打ったが、その後横ばいで推移し、11年には1,265件となっている。」と述べられている。殺人の検挙率も下がってはいない。最近10年間における殺人の認知件数について見ても、平成6年の1,279件を100として、平成15年には1,452件で113.5であり、微増にとどまっているのである。

「(1950年代以降)殺人率は一貫して減少し続け、1990年代の殺人率はほぼ10人前後まで低下した。大まかにいえば、日本の殺人は40年をかけて約4分の1に減少したといえよう。」「最近のマスコミ報道から受ける印象とは逆に、現代日本はこと殺人に関するかぎりどんどん安全になった希有な国なのである。」(長谷川寿一・長谷川真理子「戦後日本の殺人の動向」『科学』2000年7月号)との指摘にもあるとおり、現状において殺人の罪の刑の下限を引き上げなければならない犯罪状況にはない。

(3) メッセージ性なるものは引き上げの理由たり得ないこと

殺人罪の刑の下限を引き上げることは、命の大切さを訴える「メッセージ」、罪を犯してはならない「メッセージ」となるということから、刑の下限の引き上げを認める意見が刑事法部会で出された。

そもそもメッセージ性とは何かがあいまいであって、理性的議論になじむものではないが、命の大切さ、犯罪を犯してはならないことは、社会的コミュニケーション、学校教育、家庭における養育等によってはぐくまれることが本筋であって、上記(1)、(2)の状況があるにもかかわらず、殺人の罪の刑の下限を引き上げることによってそれを教えるということは、刑法の謙抑性に反するものと言わざるを得ない。

(4) 現住建造物放火罪の法定刑の下限と同じ5年とする点は根拠とならないこと

法務省の事務当局は、殺人罪の法定刑の下限を5年に引き上げるのは、現住建造物放火罪の下限と同じにする趣旨であると説明している。

刑法制定当時ほとんどが密集木造家屋であったことが現住建造物放火罪の法定刑の下限が5年以上とされた理由であろう。住宅事情が変わり、防火地域の指定、

耐火建築が増加した今日の時点では、むしろ現住建造物放火罪の法定刑の下限が5年以上と規定されていることの妥当性が問われなければならない。現に、現住建造物放火罪の量刑は殺人罪のそれよりも、統計的に低くなっている。

現住建造物放火罪の法定刑の下限の在り方について検討することなく、殺人罪の法定刑の下限を5年以上に引き上げるとするのは本末転倒であろう。

5 傷害等の法定刑の見直しについて (要綱(骨子)第四)

第四 傷害及び傷害致死の各罪等の法定刑の改正

- 一 傷害の罪(刑法第二百四条)の法定刑を十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とすること。
- 二 傷害致死の罪(同法第二百五条)の法定刑を三年以上の有期懲役とすること。
- 三 危険運転致傷の罪(同法第二百八条の二)の法定刑を十五年以下の懲役とすること。
- 四 暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二第一項の罪及び同法第一条ノ三の罪(刑法第二百四条の罪に係る部分)の法定刑を一年以上十五年以下の懲役とすること。

【現行法との比較】(下線部分が現行法を変更するとされている部分)

- 1 傷害の罪の法定刑は、10年以下の有期懲役、30万円以下の罰金、科料(刑法240条)
- 2 傷害致死の法定刑は、2年以上の有期懲役(刑法205条)
- 3 危険運転致傷罪の法定刑は、10年以下の懲役(刑法208条の2)
- 4 暴力行為等処罰に関する法律第1条ノ2第1項の罪及び同法第1条ノ3の罪の法定刑は、1年以上10年以下の有期懲役

【意見】

傷害の罪の法定刑の上限を10年から15年に引き上げること等には反対する。

ただし、罰金を50万円に引き上げ、法定刑から科料を廃止することには賛成する。

【理由】

(1) 傷害の罪の法定刑は、国際的に見ても決して低くないこと

世界を見ると、傷害の罪の刑は、「2年以上7年以下の自由刑」(アメリカニューヨーク州)、「5年以下の自由刑」(イギリス)、「6月以上10年以下の自由刑」(ドイツ)、「10年以下の自由刑及び15万ユーロ以下の罰金」(フランス)であって、刑法の10年以下の刑が特に低いというわけではない。

(2) 引き上げの理由とされた医療技術の進歩、科刑状況は理由たり得ないこと

医療技術の進歩によって、かつてなら傷害致死の罪に問えた事案が、傷害に止まることになり、刑が軽いものとして言い渡されることになり、妥当でない、という説明がなされた。医療技術の進歩によって結果として命を長らえることとなったときには、その結果に対して責任を負わせることこそが刑事責任のありようである。これを死の結果を招いたと同様の責任を問おうというのは不当といわねばならない。

傷害の科刑状況は重くなる傾向にあることは事実である。しかし、その状況が、

上限 10 年近くに張り付いていて、法定刑の引き上げが差し迫っているというほどきついものになっているわけではない。

- (3) 有期刑の上限が20年に引き上げられることを前提としての15年には賛成できないこと

有期刑の上限が 20 年に引き上げられることを理由に傷害の罪の上限の 15 年への引き上げも必要と説明されている。有期刑の上限の引き上げには問題が多く、与し得ないことは前述したとおりである。

- (4) 傷害致死傷罪の法定刑の引き上げは責任主義上問題があること

結果的加重犯において結果については過失を不要とするのが判例の立場である。これについては責任主義違反との学説の批判は強いが実務上は確固としたものとなって不動である。

ところで、暴行の故意である行為が行われ、傷害だけでなく、死の結果が発生してしまった、ということは起こりうる。上述の判例の立場からいうとこれは傷害致死の罪となる。かかる二重の結果的加重犯に判例の立場が維持される限り、現行の傷害致死の罪の刑の下限を引き上げることは責任主義上問題がある。

- (5) 「傷害の罪と比較して、重い刑によって処断する」と規定された罪について

その刑が「傷害の罪と比較して、重い刑によって処断する」と規定された罪は、ガス漏出等致死傷の罪など刑法典に 12 の構成要件が規定されている。こうした規定は特別法にも見られるという。これらの罪の個別的検討なしに、それらをすべて一律に同じ重さに引き上げることは疑問である。個別的検討が欠かせない。

6 公訴時効期間の見直しについて

(要綱(骨子)第五)

第五 公訴時効期間の改正

死刑又は無期若しくは長期十五年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪について、時効は、次の期間を経過することによって完成するものとする。

- 1 死刑に当たる罪については、二十五年
- 2 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については、十五年
- 3 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については、十年

【現行法との比較】(下線部分が現行法を変更するとされている部分)

(刑事訴訟法 250 条)

時効は、左の期間を経過することによつて完成する。

- 一 死刑にあたる罪については 15 年
- 二 無期の懲役又は禁錮にあたる罪については 10 年
- 三 長期 10 年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については 7 年
- 四 長期 10 年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については 5 年
- 五 長期 5 年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については 3 年
- 六 拘留又は科料にあたる罪については 1 年

【意見】

公訴時効期間の見直しには反対する。

【理由】

(1) 被告人・弁護人の防御権と時効制度

検察官に主張立証責任があるとされる現行刑事訴訟法のもとでも、実務の具体的場面においては、長期間経過していることによって、被告人・弁護人がアリバイなどの立証に困難を来しかねない。公訴時効期間の大幅な延長はこの困難をいやがうえにも増すものとなる。

また、証人等の記憶の薄れ、死亡等によって刑事訴訟法 321 条 1 項 2, 3 号書面が實際上証拠能力だけでなくその証明力も高められる可能性がある。これらは、被告人の防御権に多大の困難をもたらすものとなる。

このことは、いわゆる高田事件に関する最高裁昭和 47 年 12 月 20 日大法廷判決（刑集 26 巻 10 号 631 頁）が、「刑事事件について審理が著しく遅延するときは、被告人としては長期間罪責の有無未定のまま放置されることにより、ひとり有形無形の社会的不利益を受けるばかりでなく、当該手続においても、被告人または証人の記憶の減退・喪失、関係人の死亡、証拠物の滅失などをきたし、ために被告人の防御権の行使に種々の障害を生ずることをまぬがれず、ひいては、刑事司法の理念である、事案の真相を明らかにし、罪なき者を罰せず罪ある者を逸せず、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するという目的を達することができないことともなるのである。上記憲法の迅速な裁判の保障条項は、かかる弊害発生の防止をその趣旨とするものにほかならない。」と述べて長期間が経過することにより被告人の防御権の障害があるとしている。この迅速な裁判を受ける被告人の権利は公訴時効期間の在り方にも及ぼされるべきである。

(2) 被疑者の事実上の継続した社会関係と時効制度

現行の 15 年より以上に 25 年もたつと被疑者には事実上の社会関係が成立している可能性が一層大きくなる。その社会関係を壊してまであえて訴追するのは相当ではない。

また、当事者間の争いを断つ民事の除斥期間 20 年を超えてまで、国家が公訴権を維持しなければならないということはないというべきである。

(3) 警察等の捜査資源の配分と被害者

現実の警察の捜査資源からして、すべての事件に長期的に捜査本部なり捜査員配置は無理である。公訴時効期間の大幅な延長は警察に相当の負担とならざるを得ない。また限られた捜査資源を用いるためには、事件ごとに捜査側の選択が必要とならざるを得ない。

一方、被害者や遺族にとってはそれぞれの事件が大切なものであり、力を抜いてよい事件があるものではない。時効期間が延びることは上述のとおり捜査資源の振り分けが一層必要にならざるを得ないため、被害者や遺族にとっては、その不平等性が増さざるを得ないことになってしまう（この点は被疑者にとっても同じである）。求められるのは、公訴時効期間の延長ではなく、初動捜査を含めての刑事警察の捜査能力の向上であろう。

(4) 時効期間25年を相当とするとの説明に合理的がないこと

死刑に当たる罪の時効期間を15年から25年に延長するというのが諮問であるが、その期間が16～24年の間では何故いけないのか、25年が適当な理由が説明されていない。公訴時効は刑の時効と理論的に異なるから、刑の時効との比較で決めたという説明は理論的に見て無理がある。

(5) 被害者・遺族への対応は総合的に手厚く適切にあるべきこと

被害者・遺族の感情はそうそう簡単に消えるものではない。それは昔も今も変わらない。被害者・遺族の傷ついた心の治癒は、社会的、精神的等の様々の援助があって初めてなされるものである。

そうした被害者に対する対策との総体的な検討なしで、まずはとにかく公訴時効期間の延長だけを行うというのは、被害者・遺族への援助としても本末転倒である。これでは、公訴時効延長は「安上がりの犯罪被害者対策」となりかねない。

第3 終わりに

今回の「凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法整備に関する諮問」(第69号)に示された要綱(骨子)は、刑法と刑事訴訟法という基本法に関する大改正であり、本来、憲法的価値基準を踏まえ、慎重に長期的視野から検討審議のうえ、その方向性が定められるべきものである。

しかるに、刑事法部会においては計5回、合計約13時間程度の審議がなされただけであり、学者委員の発言もきわめて少なく、刑事法部会における審議が充実したものであったとは言い難い状況であった。

刑事法部会での審議については、いたずらに時間をかければよいというものではないことはいうまでもないが、今回の課題の重大さからしてより多くの時間をかけるべきであったと思われる。また、法制審議会はその部会も含めて非公開であり、公表される議事録も発言者が匿名となっている。このことも部会審議の不活発な要因の一つとなっているものと考えられる。情報公開の流れの中で、政府関係の審議会の多くは公開されている。法制審議会の審議の1日も早い公開、少なくとも議事録の題名は直ちに実施されるべきである。

当連合会は、要綱(骨子)が法案化され、国会において審議されるときには、その改正の重大性に鑑み、基本的人権との係わりを踏まえ、議員各位が多面的で核心をついた慎重な審議をされるよう強く望むものである。

以 上